

後期高齢者医療制度

窓口負担割合が2割となる方へ令和4年10月1日から実施していた配慮措置が、令和7年9月診療分で終了します。

【終了となる配慮措置の概要】

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、窓口負担割合の引き上げに伴い、2割負担となる方の1カ月の外来医療の負担増加額を3千円までに抑える措置(入院医療費は対象外)。

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011・29056001
国民健康保険課 ☎72・3125

いしかり地域応援商品券

利用期限は30日(火)です。忘れずにご利用ください(払い戻し不可)。また、Webアンケートを実施中です。今後の貴重な資料としますのでご協力をお願いします。

問合せ 商工労働課 ☎72・3166



▲回答フォーム

9月10日～16日は自殺予防週間

悩みがある方、困っている方は、一人で抱え込まず、家族や友人、職場の同僚など身近な人に相談を！

【電話相談】

よりそいホットライン(24時間対応) ☎0120・279・3338

こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570・064・5566
(平日9時～21時、土・日・祝日10時～16時 ※年末年始除く)

チャイルドライン ☎0120・99・7777

「SNS相談(LINE、チャットなど)」

「まもろうよこころ」で検索または下記を読み取り。

【命を守る「ゲートキーパー」】

悩んでいる方に声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげて見守る人のことです。勇気を持って声をかけてみましょう。



▲詳細

交通実態調査を行います

道央都市圏における将来の交通やまちづくりを検討するため、パナソニック調査(交通実態調査)を実施します。無作為抽出した世帯に9月下旬以降調査票を郵送するので、ご協力をお願いします。

下記二次元コードは1日(月)公開。



▲詳細

問合せ 道央都市圏パナソニック調査サポートセンター ☎0120・987・3666

福祉除雪サービス事業 受託事業者の募集

市では、高齢者世帯などの日常生活の利便性を図る目的で福祉除雪サービス事業を実施しており、本事業への協力事業者を募集中です。なお、現在は(公社)石狩市シルバー人材センター、札幌勤労者企業組合へ委託しています。

申込・問合せ 高齢者支援課 ☎72・7014

きらり☆いしかり親子deこねくとDay in えにわ

石狩振興局主催の親子向けイベントです。
内容 ①えにわファミリーガーデン「リリア」に無料招待
②リトミック親子体験
対象 就学前児童と保護者
日程 10月24日(金)
場所 花の拠点はなびるセンター
ハウス(恵庭市南島松828-3)
定員 ①140人 ②60組

※申込多数時抽選
申込期限 30日(火)
問合せ 石狩振興局
 ▲申込
社会福祉課 ☎011・204・5808



- 国勢調査はR7/10/1現在、日本に住んでいる全ての人と世帯が対象です。
- 9月下旬から調査員が訪問し、調査書類を配布します。
- 回答はスマホやパソコンからのインターネット回答が簡単・便利です(郵送・調査員回収も可)。

回答期間 インターネット 20(土)～10/8(水)
調査票(紙) 10/1(水)～8(水)

花川北コミセン内「ぼぼらーと」にインターネット回答支援ブースを開設します！

インターネットで回答したいけど操作が不安な方も安心して利用できるよう、市民活動情報センター「ぼぼらーと」職員が操作をお手伝いします。

期間 20(土)～10/22(水)10時～17時
※休館日を除く

場所 花川北コミセン内(花川北3・2)

※お越しの際は、調査員が配布した調査書類封筒をそのままお持ちください



5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025



調査期日

10.1 水

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索





住宅改修による 家屋の固定資産税減額措置

次の要件に適合する住宅の改修工事を行った場合、翌年度(1年間)の住宅の固定資産税が減額されます。

省エネルギー改修を行った住宅

要件

- H26/4/1以前に建築
- 改修後の住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ※①
- 次の改修工事に該当するもの
 - 1) 【必須】窓の断熱性能を高める改修工事(省エネ建材等級4つ星以上)を実施
 - 2) 1の改修と併せて行う天井、壁または床の断熱性を高める改修工事(過去に省エネルギー改修の軽減を受けている場合は対象外)
 - 3) 1または2の工事と併せて、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事を行うもの
- 省エネルギー改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が次の要件を満たすもの
 - ・1または2の場合、費用が60万円を超えるもの
 - ・3の場合、1または2の費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事と併せて60万円を超えるもの

減額の範囲

1戸当たりの床面積120㎡を限度に3分の2(省エネルギー改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の1)に減額

申告書類

- 熱損失防止改修住宅等に係る固定資産税減額申告書 ※②
- 住民票(コピーも可)
- 増改築等工事証明書など ※③
(H29/3/31以前の場合は、代わりに熱損失防止改修工事証明書)
- 省エネルギー改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真
- 省エネルギー改修工事で認定長期優良住宅となった場合は、認定通知書のコピー
- 補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類

バリアフリー改修を行った住宅

要件

- 新築から10年以上が経過
- 65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住
- バリアフリー改修後の住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ※①
- 廊下の拡幅、階段の傾きの緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床段差の解消、床の滑り止め、扉の改良などを実施
- バリアフリー改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が1戸当たり50万円を超えるもの

減額の範囲

1戸当たりの床面積100㎡を限度に3分の2に減額

申告書類

- 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書 ※②
- 住民票(コピーも可)
- 年齢や介護、障がいなどを証する書面
- バリアフリー改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真
- 補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類

耐震改修を行った住宅

要件

- S57/1/1以前に建築
- 耐震改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が1戸当たり50万円を超えるもの

減額の範囲

1戸当たりの床面積120㎡を限度に2分の1(耐震改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の1)に減額

申告書類

- 耐震基準適合住宅等に係る固定資産税減額申告書 ※②
- 増改築等工事証明書 ※③
- 耐震改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面
- 扉の性能評価書(該当する場合のみ)
- 耐震改修工事で認定長期優良住宅となった場合は、認定通知書のコピー
- 補助金を受けている場合は、補助金額が分かる書類

共通事項

- 改修工事完了日から3カ月以内の申告が必要です。やむを得ない事情がある場合はご相談ください
- 申告後、税務課による現地調査があります
- 基本的に同時適用はできませんが、省エネルギー改修とバリアフリー改修の減額措置は、同時に受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください
- ※①併用住宅は住宅部分が延べ床面積の2分の1以上であること。住宅部分が対象、貸家住宅は対象外
- ※②申告書は、税務課(市役所1階15番窓口)または市HPから入手可
- ※③増改築等工事証明書の発行には費用を要し、税の減額分を超える場合があるため、事前に要確認。証明書の発行は、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、建築士事務所に属する建築士が行います